

「帝国」のゆくえ —カールの皇帝戴冠(800年)直後のフランク・ローマ・ビザンツ—

五十嵐 修

キーワード：カール大帝 皇帝戴冠 フランク

Charlemagne imperial coronation Franks

はじめに

一昨年に本誌に載せた論文において、私はカール大帝の皇帝戴冠について論じたが、その中で、カールの皇帝戴冠は、宗教国家のヴィジョンを強力に打ち出していたフランク宮廷と、フランク宮廷との関係を強化を望むローマ教皇座の思惑が一致したところに生じた政治事件であったと述べた。フランク宮廷とローマ教皇の「異夢」が重なったからこそ、カールの皇帝戴冠が実行に移されたのだと私は主張した¹。それでは、こうして誕生したカールの帝位は、その後どういう運命を辿ったのであろうか。また、カールの皇帝権はその後の政治情勢にどのような影響を及ぼしたのだろうか。この疑問に答えを与えるのが、本稿の課題である。この問題については、ガスホーフの著名な論文、『カール大帝の帝国統治のプログラム』をはじめとして²、非常に多くの個別研究がある³。しかし、私見によれば、これらの個別研究の成果や論争を総合的に把握し、全体的な結論を導き出すことに成功した論考は、まだ出されていない。本稿は、カールの皇帝戴冠が及ぼした影響を総合的に把握し、全体的な結論を導き出すための予備的な考察である。本稿において、まずカールの皇帝戴冠の直後から802年頃までの時期を取り上げ、検討したい。その際、次に挙げる3つの問題を特にとりあげる。

第一は、ローマ教皇領の統治権をめぐる問題である。カールは、774年のランゴバルト征服後、「フランク人の王にして、ランゴバルト王、そしてローマ人のパトリキウス」と自称し⁴、ローマ教皇座に対して保護権をもっていることを公式に表明するようになった。もっとも、このローマに対する権限は、名目的なものにすぎず、その意味において、ローマ教皇は「ローマ人のパトリキウス」というカールの肩書を理解していたし、カール自身もそのように捉えていたように思われる⁵。フランク王権がローマの問題に直接介入するようになるのは、ようやくカールの皇帝戴冠前夜のことである。それでは、皇帝戴冠によって、カールのローマでの地位は一変したのであろうか。それとも、カールのローマでの地位は、「ローマ人のパトリキウス」という肩書をもっていた時代と、さほど変わらないものだったのだろうか。カール大帝は、ローマを完全に自分の支配下にある都市として理解したのであろうか。また、教皇

は新しい皇帝の統治権をどのように理解しようとしたのであろうか。

第二は、フランク宮廷が、新たに産み落とされたこの「帝国」をどのように理解しようと考えたのかという問題である。フランク王権はアルクインの「キリスト教帝国」の理念の強い影響を受けて、カールの皇帝戴冠を受諾したというのが、私の主張のひとつであるが、実際にカールが帝位を取得してからも、フランク宮廷の基本的な帝国理解は変わらなかったのであろうか。フランク宮廷は、カールがローマで、しかもローマ教皇の手から帝冠を授かったという動かしがたい事実をどのように解釈しようとしたのであろうか。この事実を無視して、「キリスト教帝国」の理念に執着しようとしたのであろうか。それとも、新しい理解を示そうとしたのであろうか。

第三は、ビザンツとの関係である。カールの皇帝戴冠はビザンツとの強烈な対抗意識を背景に実行に移されたわけであるが⁶、フランク王権はカールの皇帝戴冠後、どのような対ビザンツ政策を遂行したのであろうか。また、この新しい事態に対して、ビザンツはどのように反応したのであろうか。

以上にあげた三点の検討を中心に、800年の戴冠直後から802年頃までの皇帝戴冠が及ぼした波紋について考えてみたい⁷。

1 教皇座との関係

カール大帝は、戴冠後ローマを完全に自分の支配下にある都市として理解したのであろうか。また、ローマ教皇レオは、新しい皇帝のローマに対する統治権をどのように理解しようとしたのであろうか。

この問題を考える際の出発点となるのは、シュラムの『皇帝としてのカール大帝の承認』と題する画期的な論考と、このシュラムの論考の修正を試みた、ドゥエの精緻な論考である⁸。この二編の論文のおかげで、個々の点に関して議論があるにせよ、どのようなことがローマで皇帝の特権とみなされていたのかを、ある程度知ることができる。もちろん、シュラムとドゥエの論考の目的は、カールが800年の皇帝戴冠以前に皇帝の特権の少なくとも一部をすでにローマ教皇から認められていたのかどうか、という点の解明にあり、戴冠後のカールのローマでの政治的地位を明らかにすることは目的ではなかった。しかし、この二編の論文と、シュラムの別の論文から⁹、戴冠後のカールのローマでの政治的地位に関する重要な情報を得ることができるのである。様々な論点のうち、ここでは最も明確にローマにおけるカールの地位の変化を示すと思われる2つの点を論じてみたい。その2点とは、教皇文書の発行年表記と貨幣である。

まず、教皇文書の発行年表記の変遷を考えてみたい。

8世紀半ばまでは、教皇の発する文書では、ビザンツ皇帝の在位年を記載するのがふつう

であった。その慣行を捨て去ったのがハドリアヌスである。ハドリアヌスは、遅くとも781年以降、しかし、おそらくは774年以降、皇帝の在位年を記載せず、自分の在位年と会計年度のみを記すようになった¹⁰。ハドリアヌスは、自分の文書の日付の表記にあたって、ビザンツ皇帝の在位年も、カールのイタリア統治の在位年も、全く記していないのである。このことは、ビザンツとの決別を宣言するとともに、フランク王権の支配下にも入っていないことを示そうとする、ローマ教皇の当時の政治的立場をはっきりと示している¹¹。

しかし、ハドリアヌスの後継者レオは、このような立場を放棄した。権力基盤の弱かった彼は、自らの後ろ盾としてのカールの威光を必要とした。それゆえ、カールがローマの統治に関与していることを示すほうが、政治的にみて得策であると判断した。こうして、レオは公文書に自分の在位年を記すだけではなく、カールのイタリア支配が始まってから何年目にあたるかという表記を附加したのである¹²。これが、カールの皇帝戴冠前の教皇文書における日付の記載方法であった。それでは、カールの皇帝戴冠後は、公文書の日付の記載方法にはどんな変化が生じたのであろうか。

レオは、カールの皇帝戴冠後、自分の在位年の表記をやめてしまったのである。レオは、自分の発給する文書にカールの皇帝としての在位年のみを記すようになったのである¹³。

このことは、レオがカールの皇帝としてのローマ統治権を公式に認めたものと評価できるだろう。カールの皇帝戴冠以前は、レオは、カールの「ローマ人のパトリキウス」としてのカールの保護権を承認しつつも、ローマに関する教皇の統治権の維持に腐心した。しかし、戴冠後は状況は変わったのである。カールはローマ皇帝になったのであり、皇帝としてのカールのローマ支配権を否定することは不可能であった。カールの皇帝戴冠から何年という形で公文書の発行年を記すことにして、自らの在位年を記載するのをあきらめたのは、そのようなレオの意識の現れであろう。カールがローマで皇帝になった以上、ローマは世俗的な意味では、カールの「ローマ帝国」の統治下に正式に入ったのであり、公式文書において、カールの在位年を記すのが当然である、というのが教皇座の見解であった。教皇座はそのことを当然承知していて、カールに皇帝戴冠を進言したのであろう。

皇帝戴冠は、明らかにローマにおけるカールの政治的立場に大きな変化をもたらしたのである。

貨幣鋳造権に関しても、同様のことが確かめられる。

この時代、貨幣の鋳造権は支配者の重要な特権のひとつと考えられていた。たとえば、カールは788年にベネヴェント公に使いを送り、証書と貨幣に自分の名を記すように要求しているが、それは、証書と貨幣に名を記すことが支配下に入ったことを公式に認める、もっとも重要な行為であると当時考えられていたからに他ならない¹⁴。ローマでは、ハドリアヌスの時代には教皇の名と胸像を刻んだデナリウス銀貨しか鋳造されなかつたが¹⁵、そのこと

は、ハドリアヌスの時代には、カールのローマに対する実質的な統治権が認められていなかったことを示している。

レオの時代になっても同様であった。カールの皇帝戴冠以前にローマで鋳造された貨幣には、カールの名もなければ、姿も刻まれていない。表にはDN LEONI PAPAE、そして裏にはSCS PETRVS（聖ペトロ）という文字とペトロの胸像が描かれた貨幣が鋳造されただけであった¹⁶。カールが「ランゴバルト王」であり、「ローマ人のパトリキウス」であったことは、貨幣の銘に何ら影響を及ぼしていない。貨幣鋳造権はローマ教皇にあり、カールにはなかったのである。

しかし、レオは、カールの皇帝戴冠後には、こうしたタイプの貨幣の鋳造を断念し、新しいタイプの貨幣を鋳造する。新しいタイプの貨幣の表には帝位を記したカールの像が描かれ、裏面にはレオのモノグラムとS (an) C (tus) PETRVSという銘が刻まれている¹⁷。これは確かに画期的なことであった。レオは、貨幣鋳造権に関してもカールに自分の特権を明け渡したのである¹⁸。

上記の点からわることは、ローマ教皇レオが、戴冠以前に認めていなかった権限を皇帝戴冠後のカールに譲渡し、ローマに対するカールの統治権を公式に承認したことである。もともと、カールの皇帝戴冠は、苦しい政治的立場にあったレオが対立勢力を封じ込めるために考え出したアイデアであった。レオにとっては、ローマの対立勢力を完膚無きまでにたたきのめすのが第一の目的であり、カールが皇帝戴冠後、どのような権限をローマで行使するのかという問題は、二次的な問題にすぎなかった。

しかし、カールが単に名目的ではなく、実質的にローマを支配することを教皇が心から望んでいたのかといえば、答えは否である。それは、今まで述べたような「国家シンボル学」(Staatssymbolik) という研究視角からだけでは見えてこない。このことは、レオを襲った人々の処分をめぐる一連の政治的動きから推察することができる。

『王国年代記』によれば、カールは、皇帝戴冠の数日後、レオを襲撃した首謀者たちを召喚し、「ローマ法にしたがって」死罪を宣告した¹⁹。しかし、レオは彼らに恩赦を与えるようにカールに嘆願した。カールはレオの願いを聞き入れ、罰を一等減じ、パスカリス、カンブルスといった首謀者たちは追放刑に処せられることになった²⁰。

この裁判については、二つの相反する解釈がある。かつての通説によれば、レオは自分を追い落とそうとした者たちを法的に裁くために、カールに帝冠を授ける必要があった。大逆罪のような重大な裁判権は皇帝の権利としてみなされていたために、カールに皇帝になってもらう必要があったというわけである。このように、かつての通説は、この裁判と皇帝戴冠の因果関係をはっきりと指摘する。この解釈は、少なくともランケまでさかのぼることができるが²¹、1901年にこの問題に関する専門的な論文を著したE.ザックールも、この説の熱心な

信奉者であった²²。カールの皇帝戴冠の古典的な著作を著したE.ヘルトマンも、この学説を受け入れた²³。また、この説を支持する比較的最近の研究者としては、P.クラッセンの名をあげることができる。クラッセンは、従来の研究者ほど、断定的にではないが、やはり、この学説を受け入れている²⁴。

しかし、この説には大きな問題点がある。それは、教皇側の史料である『教皇列伝』が、皇帝としてのカールの裁判権について全く言及していないことである。『教皇列伝』は、カールが首謀者たちを召喚したことを記しているが、大逆罪を理由に彼らに死刑を言い渡したとは書いていない。『教皇列伝』は、ただ単に、「皇帝は、彼らがいかに残忍で、する賢いかがわかったので、フランキアに追放した」と述べているだけである²⁵。もし、教皇座が、ローマ法の伝統にしたがえば、反逆者たちに極刑を科すことができるのは皇帝だけであると考えて、カールの戴冠を画策したのであれば、なぜ、教皇に近かったはずの『教皇列伝』の作者が、そのことを記さなかったのであろうか。死刑宣告がフランク側の史料においてのみ伝えられているのは、なぜなのだろうか。O.ハーゲネーダーが従来のテーマに疑問を覚えたのも無理はないと言わなければならない。

ハーゲネーダーは、従来の通説とは全く異なる説明を用意する。彼は、フランク側の史料だけに大逆罪による死罪という判決が述べられている点に注目して、この大逆罪を理由とした判決は、皇帝としての地位を利用し、ローマにおけるカールの立場を強化したいフランク宮廷の思惑から生じたことであると解釈するのである²⁶。彼によれば、新しい皇帝に裁判官の役を割り振ることは、教皇レオの本来の意図ではなかった。しかし、フランク宮廷の立場は異なった。フランク宮廷は、ローマ法に準拠して、宮廷や「国家」(res publica)に対する陰謀を大逆罪として裁くことを望んだ。カール大帝とフランク宮廷は、その際、ローマ法の法源としてよく知られていた『アラリック抄典』(Breviarium Alarici)²⁷を援用したのではないかと、ハーゲネーダーは推測する²⁸。

ハーゲネーダーの主張には、説得力がある。従来の通説とハーゲネーダーの新説とを比較すると、明らかに新しい説のほうが妥当であるように思われる。ハーゲネーダーの主張に論駁できる材料はないのではなかろうか。すでに皇帝戴冠について論じた別稿において、フランク宮廷と教皇座の立場の相違について一般的に論じたが、レオに対する謀反の後処理をめぐる動きも、教皇座とフランク宮廷の、カール皇帝戴冠についての理解の微妙な差異を示唆し、カールの皇帝戴冠が政治的妥協の産物としての側面ももっていたことを示している。

レオは、彼の地位を安定的なものにし、政敵を完全に排除するためのカールの力を利用しようと考え、「コンスタンティヌスの寄進状」の政治理論を援用して、皇帝戴冠をカールに進言しただけにすぎなかった。だから、政敵を排除することに成功し、自分を中心とする政治体制の安定が確保できれば、レオにとっては、カールの皇帝戴冠の効果は十分であった。レ

オは、確かに貨幣鑄造権などに関しては、カールの皇帝としての権限を承認した。しかし、ローマ内部の統治権の問題と直接関わる裁判権の問題に関して、カールの権利を承認することには、強い抵抗感があったように思われる。

そのことは、たとえば、カール大帝の死後ほどなくして起こった教皇レオに対する新たな謀反事件に対する教皇座の態度に明確に現れている。

815年にレオの殺害を企てた新たな謀反が発覚したとき、レオは皇帝に事前に許しを得ることなく、ローマ法にしたがって、首謀者たちを極刑に処した²⁹。このことを知ったルイ敬虔帝は激怒し、事実究明のための使節団をローマに派遣したという³⁰。要するに、レオは死刑を科す権限は自分にあるものと考えて行動したのに対して、皇帝のほうは、それを教皇の当然の権利とは考えていなかったのである³¹。801年の裁判に関しても、同じような見解の相違が生じたのではないだろうか。

フランク宮廷は、皇帝戴冠という事実から、ローマに対する実質的な支配権を導き出そうと考えた。そして、カールは皇帝として、この事件を裁こうとしたのである。このような解釈は、フランク宮廷が801年に発布した『イタリア勅令』において、ローマ法を援用して、大逆罪にはっきりと言及したことにも現れているように思われる³²。フランク宮廷は、カールが皇帝になったことによって、ローマに対する実質的な支配権が、ローマ教皇座から承認されたものと、あるいは承認されるべきだと考えたように思われる³³。『教皇列伝』がこの裁判に触れず、ただ単に首謀者たちが追放刑に処せられたと述べているのは、このような措置に対する教皇座の不満を示しているのではないだろうか。フランク宮廷は、皇帝戴冠によって、ローマに対する実質的な支配権も承認されたと考えて、大逆罪というローマ法の罪を用いて、謀反者を裁いた。しかし、教皇座は、カールがローマの支配者として強くローマの問題に干渉することに必ずしも賛成ではなかった。確かに、貨幣鑄造や証書の年代表記が示すように、ローマに対する支配権を承認させるえないことは、重々承知してはいた。しかし、その一方で、カールがローマの唯一の支配者として振る舞い、ローマにおける教皇の世俗的地位が霞んでしまうことを教皇座はかなり警戒したように思われる所以である。

この裁判事件をめぐる両者の反応の違いは、中世を通じて通奏低音のように響く、「教皇国家」の統治をめぐる最初の不協和音とみなすことができるかもしれない。

『王国年代記』はこの裁判の顛末を述べた後、次のように述べている。「都市ローマ、教皇、そして全イタリアの公的な問題、教会の問題、私的な問題の解決が図られた後、——皇帝はそのための一冬を費やしたのである！—— ようやく息子のピピンにベネヴェントへの再遠征を命じた」³⁴。カールは皇帝としての権威をイタリアで浸透させるために数ヶ月を要した³⁵。彼が皇帝になったことで、いっそう大きな問題を抱え込むようになったことは、ローマとイタリアの問題に関しては、はっきりと断言することができる所以である。

2 カールの肩書にみるフランク宮廷の「帝国」理解

さて、カールが現実に皇帝となったという事実を、フランク宮廷はどのように理解しようとしたのであろうか。異なる帝国ビジョンが交錯する中で、フランク宮廷は、この新たな事態にどのように対応しようとしたのであろうか。この問題を検討するための手掛かりを与えてくれるのが、この時期にカールが発給した文書での彼の肩書である。周知のように、ランゴバルト王国の征服後、カールが皇帝になるまでは、証書におけるカールの通常の肩書は *Carolus gratia Dei rex Francorum et Langobardorum* であり、ときにこれに *patricius Romanorum* という肩書が附加された³⁶。この肩書は、彼の王権が、キリスト教という宗教的基盤（＝「神の恩寵」*gratia Dei*）、フランク王国に対する実効的支配権（＝「フランク王」*rex Francorum*）、フランク王国とは別の政治共同体であると当時認識されていた旧ランゴバルト王国に対する支配権（＝「ランゴバルト王」*rex Langobardorum*）、ローマ教皇座に対する保護の使命（＝「ローマ人のパトリキウス」*patricius Romanorum*）から成り立っていたことを示している。それでは、この肩書は、彼の皇帝戴冠後、どのように変化したのであろうか。そして、その肩書の変化は何を意味するのだろうか。

今まで伝えられる戴冠後の最初の証書は、801年3月4日付の、アレツツオとシェナの教会の争いに関する文書である³⁷。この文書で、カールはアレツツオとシェナの教会の争いを教皇レオの裁定に委ねているが、驚くべきことに、この文書での彼の肩書には「皇帝」という表現はどこにも見い出せない。9世紀の写本では、*Carolus gratia dei rex Francorum et Romanorum adque Langobardorum* であり、他のいくつかの写本では、*Carolus gratia dei rex Francorum et Langobardorum ac patricius Romanorum* となっている。いずれにせよ、「皇帝」の表現はない。それゆえ、なぜ「皇帝」という表現が見出されないのであるのか、様々な議論を呼んできた。この証書が原本ではなく、写本という形で伝承されているため、当然のことながら、この証書の表記の信頼性に関して議論がなされてきた³⁸。もっとも徹底的な分析を行ったフィヒテナウは³⁹、この証書におけるカールの肩書に関して、様々な可能性を検討しつつ、結局、この肩書が写字生の不注意や捏造によるものではなく、原本に忠実である可能性を示唆している。

それでは、カールはなぜ「皇帝」と自称しなかったのだろうか。

様々な仮説が考えられようが、もっとも妥当な解釈は、カールが「皇帝」と自称することに居心地の悪さを感じていたからだと思われる⁴⁰。

確かに、カールは皇帝に即位したのであるから、公式文書においても「皇帝」と称するのが自然であった。しかし、従来の理解にしたがえば「皇帝」という呼称には、かつての「ローマ皇帝」というイメージが強すぎた。フランク宮廷はアルクインの「キリスト教帝国」のイメージの薰陶を受けていたから⁴¹、「帝国」の概念をかなり柔軟に考えており、「帝国」イメー

ジは必ずしもかつてのローマ帝国に直結しなかった。だからカールは、フランク宮廷が考えていた「帝国」理念とは異なる、ローマ的帝国理念が独り歩きし、その間違ったイメージが固定されてしまうことを懸念していたにちがいない。実際、カールはローマにずっと滞在しており、「西ローマ帝国の再興」という、わかりやすいイメージが定着してしまう恐れは大いにあった。しかし、そのようなイメージの定着が行き着くところは、ローマを首都とする新しいフランク王国=西ローマ帝国の構築である。公式文書において「ローマ皇帝」と称すれば、カールがローマを中心とした「西ローマ帝国」の再興を果たしたのだという見方が広まってしまうのではないか。フランク宮廷は、そのことを極度に警戒したのではあるまいか。H.ボイマンは、*imperator Romanorum*という表現は、あまりにもローマを強調しすぎるゆえに、フランク宮廷はこのような称号を採用することをためらったのだと述べているが、事情はそのとおりだったのであろう⁴²。

それでは、カールはどのような肩書を採用すべきなのか。フランク宮廷がこの問題に結論を出すには、しばらく時間が必要であった。フランク宮廷には、新たな事態に対応する十分な用意ができていなかったのである。そして、熟考ののち、はじめて採用されたのが、*Karolus serenissimus augustus (a) Deo coronatus magnus pacificus imperator Romanum gubernans imperium qui (et per) misericordiam Dei rex Francorum (et) Langobardorum*という長く複雑なタイトルだった。

このタイトルは、801年の5月29日付の証書ではじめてみられるが⁴³、その後、813年の5月9日付のカールの最後の国王証書⁴⁴にいたるまで、伝承されている22点の国王証書のすべてにおいて記されている。この肩書(Intitulatio)のもつ意味に関しては、多くの研究があるが⁴⁵、もっとも重要な研究は、いうまでもなくヴォルフラムによるものである⁴⁶。この肩書に関するヴォルフラムの分析は、彼以降の研究者がほとんど何もつけ加えることができないのではないかと思わせるほど、すぐれたものである。

ヴォルフラムは、この複雑なタイトルが正当にも主に3つの部分から成り立っていることを指摘している。すなわち、(1)皇帝戴冠式での歓呼賛同の文言を自分の肩書へと改変した部分 (*Karolus serenissimus augustus (a) Deo coronatus magnus pacificus imperator*)、(2)古代末期以来の皇帝の肩書を踏襲した部分 (*Romanum gubernans imperium*)、(3)フランクおよびランゴバルトの王号の部分 (*rex Francorum (et) Langobardorum*)である⁴⁷。

まず、第一の部分に関してであるが、『教皇列伝』によれば、カールの皇帝戴冠式に際して人々は、*Karolus piissimus augustus a Deo coronatus magnus et pacificus imperator*と叫んだとされており⁴⁸、一見して分かることおり、両者の表現はきわめて類似している。*serenissimus* と *piissimus* という表現が異なるにすぎない。さらにいえば、カールの肩書のこの部分は、8世紀の教皇文書の日付表記の書き方 (*dominus piissimus augustus N. a*

Deo coronatus magnus (et pacificus) imperator) にも似ている。これらのことから、カールの肩書は、ローマの慣習にもとづいたものであったことが想像される⁴⁹。

さて、第二の部分である*Romanum gubernans imperium*に関しても、カールが従来の慣習を継承していることが確かめられる。この表現については、すでにクラッセンが、この表現は従来考えられていたようにカールと彼の宮廷が創り出したものではなく⁵⁰、6世紀以来イタリアではよく用いられた表現であったことを明らかにしている⁵¹。ヴォルフラムは、このクラッセンの見解を全面的に受け入れている⁵²。

三番目の部分に関しても、ヴォルフラムは検討を欠かしていない。彼によれば、この表現が肩書に附加されたのは、現実の政治に対応したものであった。カールは父ピピンの後継者として*gratia Dei rex Francorum vir inluster*になり、ランゴバルト王国の首都パヴィアを占領し、ランゴバルトの支配者層の承認の下に、ランゴバルト王国にまで支配を広げることができた。「部族主義」(Gentilismus) がけっして放棄されなかつたため、この称号は維持されたのだと、ヴォルフラムは考えている⁵³。

以上に述べた由来を異にする要素にさらに「神の憐れみによる」(*per misericordiam*)という、宗教的な表現を付け加えてできあがったのが⁵⁴、カールが皇帝戴冠後、国王証書において通例用いるようになった、この称号なのである。

この称号について、2点ほど指摘しておきたい。

まず第一に、カールが戴冠以前からの伝統を尊重したことを指摘しなければならない。彼が選んだタイトルの主要な部分は、すでに戴冠以前にローマ教皇との相互交流のなかで形成されていた肩書の延長線上にあった。また、新しい肩書は、イタリアの伝統を重んじながら形成された表現でもあった。彼は皇帝戴冠によって、自分の政治的な地位を根本的に変えてしまうことを望まなかつたように思われる。カールは従来の肩書に大きな変更を付け加えることなく、皇帝戴冠後の称号を模索した。 第二に注目すべきことは、カールが熟慮のすえに用いるようになったタイトルの中に、従来の肩書の一部であった、*rex Francorum et Langobardorum*という表現が継承されていることである。そのことは、帝位はカールの政治的立場の一部を表すにすぎないというフランク宮廷の立場を示しているように思われる。彼はローマ皇帝になったことにより、それ以前の地位を捨ててしまったのではない。カールは依然として、「フランク国王」であり、また「ランゴバルト人の王」である。フランク宮廷はこのことを強調しようとした。

このような解釈に対して、当然反論が予想される。確かに、証書以外の史料に目を向けると、カールは *rex Francorum et Langobardorum* とは呼ばれていない。皇帝戴冠後の最初の勅令である『イタリア勅令』では、カールは *Karolus, divino nutu coronatus, Romanum regens imperium, serenissimus augustus* と自称しているにすぎない⁵⁵。また、802年に制定

した有名な『一般勅令』(『一般巡察使勅令』)では、カールは*serenissimus et christianissimus dominus imperator Karolus*と呼ばれており、*rex Francorum et Langobardorum*という表現は見出せない⁵⁶。そのうえ、この勅令の第二条では、臣民宣誓のことが述べられているが、皇帝の名において宣誓するようにと指示されており、やはり*rex Francorum et Langobardorum*という文言は省かれているのである⁵⁷。

しかし、806年の『王国分割令』のいくつかの写本で伝承されるカールの呼称は、*Karolus serenissimus augustus, a Deo coronatus magnus pacificus imperator, Romanum gubernans imperium, qui et per misericordiam Dei rex Francorum atque Langobardorum*であったし、*rex Langobardorum*という表現はないものの、別の写本で伝えられる呼称(*Imperator Caesar rex Francorum invictissimus et Romani rector imperii pius felix vicit ac triumphator semper augustus*)でも、*rex Francorum*という表現は含まれている⁵⁸。カールは皇帝になっても、フランク国王であったのである。その点では、「パトリキウスという名を捨て、皇帝にしてアウグストゥスと呼ばれるようになった」という『王国年代記』の記述⁵⁹は、フランク宮廷の政治理念をよく示しているように思われる。皇帝戴冠により、カールは「ローマ人のパトリキウス」から、いわば「皇帝」に出世したわけであるが、その一方で、カールがフランク国王であることは不变であった。帝位は、カールにとっては従来の国制の一新を必要とするような事柄ではなかった。およそ、このように、*rex Francorum et Langobardorum*という称号が皇帝戴冠後も依然としてカールの称号のなかで用いられている事実を解釈することができるのではあるまいか。

このような考察から、フランク宮廷のどのような「帝国」理解を推測することができるのであろうか。

フランク宮廷は、「キリスト教帝国」の理念を前面に押し出すことにより、新しい帝国理念を模索し、確立しようとはしなかった。ローマおよびイタリアの従来の慣行をできる限り、継承しようとし、ローマとの対立を避けようとした。政治的妥協の産物である「帝国」に関して、新しい定義を示すことなく、あいまいな形のまま、皇帝戴冠の現実を受け入れようとしたように思われる。しかし、自分たちの国家が「西ローマ帝国」になることに関しては、はっきりと反対の意思表示をした。*rex Francorum et Langobardorum*という肩書を放棄しないことで、そのことを明確に示したのである。フランク宮廷は、カールがビザンツ皇帝と同じ意味でローマ皇帝になったとは思っていなかったのである。フランク宮廷の理解によれば、彼らの国家はフランク王国のままであり、カールの戴冠によって、けっしてローマ帝国になってしまったわけではなかったのである。

3 ビザンツの反応

さて、カールの皇帝戴冠はビザンツとの関係にどのような影響を与えたのであろうか。ビザンツはカールの皇帝戴冠をどのように受けとめたのだろうか。

驚くべきことに、ビザンツ側の直接的な反応は802年にいたるまで全く伝えられていない。カールの皇帝戴冠に大きな歴史的意義を見い出す今日の一般的な歴史解釈からすれば、カールの皇帝戴冠がただちにビザンツ皇帝の直接的な抗議行動を生んだにちがいないと思うところであるが、意外なことに、事実は全く異なった。

もちろん、ビザンツはカールの皇帝戴冠がローマで行われたことを知っていたし、その経緯についての情報も入手していた。そのことをよく示すのが、テオファネスの年代記である。年代記は述べている。「亡き教皇ハドリアヌスの親族が人々を唆し、教皇レオに対して蜂起し、レオを監禁し、目をつぶそうとした。しかし、完全に失明させることはできなかった。というのも、実行しようとした人々は冷酷になりきれず、レオをかばったからである。レオはフランク人の王のもとに逃げた。王は断固たる処置をもってレオを敵から解放し、彼を教皇座に復位させた。教皇はカールに報いるためにサン・ピエトロ教会でカールをローマ人の皇帝に推戴し、頭から足下にいたるまで聖香油を施し、彼に皇帝の衣装を着せ、冠を授けた」⁶⁰。

ビザンツの反応を考えるために、この記述で興味深いことが二点ある。

まず、第一点は、テオファネスがカールの皇帝戴冠をローマ教皇の返礼であるとみていることである。テオファネスは、レオ襲撃事件とカールの皇帝戴冠を結びつけて考えていた。彼によれば、皇帝戴冠を推進したのはローマ教皇であった⁶¹。テオファネスは、本来ビザンツ皇帝の臣下であるはずのローマ教皇が、全く個人的に、軽率にもフランク王の援助に報いるために何がよいのかと考えたすえ、帝位の授与を思いついたと考えていたようである。

第二点は、皇帝戴冠式で塗油式も行われたと明言していることである。ビザンツの皇帝即位式では塗油式は全く行われていなかったから、テオファネスがビザンツの皇帝即位式から類推して、このように書いたとは考えられない。クラッセンは、実際に塗油礼がこのとき行われたのであり、テオファネスはそれを伝聞して書き留めたにすぎないという立場をとる⁶²。確かに、フランクやローマの史料では塗油礼が実際に行われたことを示す明確な史料はない。しかし、クラッセンは、信頼のおける史料である『ロルシュ年代記』や『サンタマン年代記』が、*consecratio*という表現を用いていることに着目し⁶³、この*consecratio*という幅広い表現の中に、塗油(*unctio*)の実施を読みとろうとする。そして、やや後代の史料であるが、塗油が行われたことを示すテーガンの『皇帝ルイ伝』の記述は、事実にもとづいているものと、クラッセンは考えている⁶⁴。『教皇列伝』には、カール大帝の同名の息子カールがこのとき塗油を受けたと記されているので、テーガンやテオファネスが勘違いしたのだという

解釈も成り立たないわけではないが、クラッセンが述べているように、このとき実際に塗油がおこなわれたとしても不思議ではないだろう。

しかし、塗油が実際に行われたものであるにしても、「頭から足下にいたるまで聖香油を施し」というテオファネスの表現は、明らかに悪意に満ちている。西方世界の即位儀礼のひとつとしての塗油式では、全身への塗油は行われたことがない。全身への塗油は、死者に対する終油を思わせる⁶⁵。

少なくとも、テオファネスからみれば、カールの皇帝戴冠は、ローマ教皇が演出した、まことに滑稽な出来事にすぎず、真剣な対応を必要とする事件ではなかった。

当時のビザンツ宮廷の人々が皆このように考えていたと想像するだけの根拠は全くないが、801年の年末にいたるまで、ビザンツが何のリアクションも起こさなかつたことを考えれば、ビザンツはカールの皇帝戴冠をさしあたり黙殺してもかまわない事柄と理解していたようと思われる所以である。

実際、フランク側がビザンツを刺激することを避けたこともあって、カールの皇帝戴冠は、少なくとも当初は、ビザンツとフランクの間の大きな政治問題とならなかつた。そして、それどころか、興味深いことに802年になると、ビザンツはフランクに対して積極的な友好政策を展開するのである。

802年の復活祭の前に、イレーネからの使節がアーヘンに到着した。『王国年代記』は、このことを簡潔に次のように述べている。「皇帝イレーネはコンスタンティノープルから皇帝付護衛官(*spatarius*)レオを使節として派遣し、フランク人とギリシャ人の和平を求めてきた」⁶⁶。レーヴェが取りあげたケルン大聖堂図書室の第82番手書き本の「ギリシャから使者が訪れ、カールに帝位を授与しようとした」という記述は⁶⁷、おそらくこの802年の使節のことである⁶⁸。実際には、『王国年代記』にあるように、ビザンツ宮廷はカールとの和平をもとめただけであろう。

しかし、皇帝戴冠により、今まで以上に強い自負心を抱くようになったフランク宮廷の人々は、ビザンツ皇帝がカールの帝位を認めたのだと解釈しようとしたのかもしれない。

イレーネは内政においても、対外的にも困難を抱え、西方の守りを固めるべく、和平を申し出たように思われる。カールの皇帝戴冠は、和平提案の妨げとはならなかつた。というのは、カールが皇帝戴冠後、ビザンツに対して敵対的な態度をとらず、ビザンツとの全面対立の道を選んでいなかつたからである。カールの慎重な政策は、ビザンツ宮廷を安堵させた。カールが戴冠後、何をしたかといえば、ローマとイタリアの権力基盤の強化に努めただけだったのである。軍事行動といえば、イタリア王ピピンをベネヴェントに送り込んだだけであつて、皇帝戴冠と直接つながるような目新しい対外政策を何も行わなかつたのである。このようなカールの態度から、カールの「皇帝僭称」をとりあえず不間に付してもよいのでは

ないかとビザンツ宮廷が考える素地が生まれたのではないだろうか。その意味においては、フランク宮廷は実に巧みに対外政策を遂行したといえるのかもしれない。フランク宮廷はイレーネの使節の和平の提案を受け入れ、アミアン司教イエッセと伯ヘルムガウトをコンスタンティノープルに派遣した⁶⁹。

ところで、テオファネスはこの使節に関して、驚くべき話を書き記している。それは、このカールの使節が、イレーネとカールの結婚を提案してきたというのである。イレーネ自身は同意したが、取り巻きが反対したという⁷⁰。

ビザンツ史家のオーンゾルゲは、これはありうる話だと考える。その傍証として、レオン4世とカールの姉妹のギゼラ、コンスタンティノス6世とカールの娘ロトルートの縁談を挙げている。だから、「イレーネが聖画像崇拜から決別するという前提のもとに、ローマ教皇に対してカール大帝がこの縁談の進行を認めたと推測する十分な理由がある」と主張する⁷¹。これに対して、すでにシュラムは、こうした解釈を完全に退けている⁷²。様々な傍証をあげて、シュラム以上に、この話の虚構性を主張するのがクラッセンである。彼によれば、どのような観点から考えても、カールの側にも、イレーネの側にも、結婚話を持ち出す理由は全く見あたらないし、そもそも、両者の結婚は全く実現不可能なことである。

しかし、クラッセンは、この話をテオファネスの作り話とは考えない。彼は、この話は、コンスタンティノープルで広まっていた噂をテオファネスが書き記したものであると推測する。そして、この噂が、イレーネの失脚を謀るニケフォロスのグループによって意図的に流された可能性を示唆している⁷³。

おそらく、クラッセンの推測は妥当なものであろう。オーンゾルゲが指摘しているように、確かにフランクの王族とビザンツの皇族の婚姻計画には先例がある。しかし、皇帝同士の結婚となれば、話は別である。カールがコンスタンティノープルに居を移すことも考えられなければ、イレーネがアーヘンに輿入れすることもありえない。この話はテオファネスの全くの作り話ではないだろうが、テオファネスの筆致には、イレーネとカールに対する底意地の悪さを感じずにはいられない。カールの戴冠を揶揄したのと、同じ気持ちが働いているように思われる。テオファネスは、この結婚によって、カールは二つの帝国を一つの帝国にしようと願ったと書いているが、これは、皇位篡奪者カールの思い上がりを示した記述であろう。

イレーネは、カールの使者たちがコンスタンティノープルに到着後ほどなくして、失脚し（802年10月31日）、ニケフォロスが帝位についた。新帝ニケフォロスは、カールの使者たちを送り返すとともに、使者たちを随行させ、友好関係の存続をもとめてきた。『王国年代記』は次のように記している。「彼らはゲルマニアのザーレ河畔のザルツで皇帝に謁見し、和平条約文書を受け取った」⁷⁴。ビザンツの使者たちはローマを通じてコンスタンティノープルに戻っ

た。

友好関係をうたった、ニケフォロスに宛てた書簡（811年）が残されているが、おそらく、同じような文面のものを使者たちに携えさせたにちがいない⁷⁵。その後の直接的な反応が知られていないことを考えれば、二人の皇帝が並立するという根本的な問題は、このとき一切話し合われなかつたように思われる。ただ単に、互いに当分の間、敵対しないということを確認するだけで、二人の皇帝はともに満足したのであろう⁷⁶。

このように、カールの皇帝戴冠に対して、ビザンツはきわめて冷静に対処した。私たちは、カールの皇帝戴冠に対して、ビザンツが激昂したにちがいないと思うであろう。ところが、それは事実ではない。それはなぜなのであろうか。

その理由のひとつは、ビザンツ皇帝の立場の弱さにあるだろう。イレーネの皇帝権はきわめて不安定であり、カールの皇帝戴冠に対して声高に異を唱えるだけの余力をもちあわせていなかつた。もし、カールの皇帝戴冠を真っ向から非難すれば、当然ながら、両国は全面的な交戦状態にいたるであろう。しかるに、ビザンツ宮廷は自分たちの権力基盤の弱さゆえに、全面的な戦いをためらわざるをえなかつたのである。しかし、別の理由も考えられるかもしれない。カールが授与された「皇帝」の地位は、ビザンツ皇帝のそれとは同列に論じるようなものではなかつたとみなす考え方が当時のビザンツ宮廷にあったのではないだろうか。すでに述べたテオファネスのフランクを見下した記述は、こうした推定を支持する。ビザンツ宮廷からみると、カールの皇帝詐称は、単に子供じみた行為と映つたのかもしれない。

おわりに

カールの皇帝戴冠が生み出した直接的な波紋について述べてきたが、どのようなことを結論として述べることができるのであろうか。

カールの皇帝戴冠の大きな原動力であったローマ教皇座は、カールがもはや「ローマ人のパトリキウス」ではなく、皇帝になったという事実を認め、皇帝にふさわしい権利をカールに認めた。レオの前の教皇ハドリアヌスは、ローマをビザンツから独立させることを望んだが、脆弱な政治的立場にあったレオは自分の政治的立場を強化するために、強大な権力をもつた信仰篤き王カールを利用することによって、ローマが再び「帝国」の支配下に入ることを自ら推進した。こういう経緯があつたため、教皇座はカールの皇帝権をあらゆる点で承認せざるをえなかつた。教皇座はローマに関するカールの統治権を全面的に承認し、証書の日付においてカールの在位年を記すとともに、新たに鋳造した貨幣にカールの像を刻ませた。対立勢力の一掃を緊急の課題としていた教皇レオにとって、これはやむをえない選択肢であった。だが、その一方で、カールがその権限を根拠にしてローマの内政問題に深く介入

することをできるだけ避けようとしたことは、犯罪者の処分をめぐる両者の不一致に露呈されている。

このように、カールの皇帝戴冠直後に早くも教皇座とフランク宮廷の立場の違いが表面化しており、このことは、カールの皇帝戴冠が「同床異夢」の産物であったことを強く示唆する。

カールの皇帝戴冠をどう自分たちの政治的立場の中に位置づけるかという問題は、フランク宮廷の指導者たちにとって大きな難問であった。そのことは、特に「キリスト教帝国」の理念と「ローマ帝国」の理念をどう結びつけるかという問題にあらわれている。

冒頭で述べたように、カールが皇帝戴冠の提案を受け入れた背景には、アルクインの「キリスト教帝国」の理念があったが、皇帝戴冠の実現は、この帝国理念を後景に退かせる結果をもたらした。その理由のひとつは、この理念自体の曖昧さにある⁷⁷。アルクインは様々な書簡でこの概念を用いているが、この概念を用いて政治理論を作り上げることはなかった。フランク宮廷が、この政治理念の影響を強く受けたにちがいないが、自分たちの政治的立場を明確にするためにこの概念を利用することはなかった。証書のカールの称号に「神の憐れみによる」(per misericordiam)という、宗教的な表現を付け加えていることで満足した。そうせざるをなかつた背景には、そもそもカールの皇帝戴冠計画がローマ教皇側から発案された経緯があった。戴冠式はローマで行われ、この式典ではローマ教皇は中心的な役割を演じた。当然ながら、ローマと皇帝権のつながりが強く強調された。最初から、カールの皇帝権をローマの皇帝権から引き離すことは不可能なことであった。

カールが自分の国を「キリスト教帝国」と単純に表現する道は、こうして閉ざされてしまったのである。

そのような状況のなかで、フランク宮廷は、カールの皇帝戴冠という事実の重みを感じながら、皇帝権にいかなる政治的意味を付与すればよいのかという問題に取り組んだ。この問題の解決は容易なものではなかった。おそらく、そのことをフランク宮廷は認識していたがゆえに、ビザンツを刺激するような政策を避けようとしたのであろう。また、従来の「フランク＝ランゴバルド王国」を「ローマ帝国」に再編するための行動を起こそうともしなかつた。誕生した「帝国」の性格は、あまりにも微妙なものだったのである。

今後の研究の見通しを先取りして言えば、この「帝国」概念の曖昧さこそが、カールの帝国が早くも彼の孫の時代には瓦解し、フランク王国が分裂してしまう重要な要因になったのではないだろうか。「帝国」概念の導入は、結局のところ、フランク王国の未来にとっては、プラスになったわけではないのである。「帝国」概念は、フランク王国の統一性を補強し、少なくとも、その支配層の人々の意識のなかで、王国への帰属意識を強化するものにはならなかった。カールの皇帝戴冠によって、現実のものとなった、いわば「フランク＝ローマ帝

国」は、あっけなく消えてしまうのである。ひょっとすると、フランク王国にとって、カールの皇帝戴冠は、「パンドラの箱」であったのかもしれない。

註

1. 拙稿「帝国理念の交錯 一カール戴冠再考一」『東洋英和女学院大学・人文・社会科学論集』第19号、2002年3月、19－50頁。
2. F.L.Ganshof, Charlemagne's Programme of Imperial Government, in: Ders., The Carolingians and the Frankish Monarchy. Studies in Carolingian History, Ithaca 1971, S.55-85.
3. 最近出されたものとして、以下の論文だけを挙げておきたい。Th. M.Buck, *Capitularia imperatoria. Zur Kaisergesetzgebung Karl des Großen von 802*, Historisches Jahrbuch 122 (2002), S.1-26. 2000年がカール皇帝戴冠から1200年目にあたり、近年のヨーロッパ統合の動きとあいまって、夥しい数の論文集や著書が、ここ数年出版された。当然ながら、ここでの問題設定に関わる論考が多数含まれている。
4. この肩書については特に, H.Wolfram, Intitulatio I. Lateinische Königs- und Fürstentitel bis zum Ende des 8. Jahrhunderts (Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung, Ergänzungsband XXI), Wien-Köln-Graz 1967, S.225-235.
5. この時期の教皇座とフランク王権の関係については、Th.F.Noble, The Republic of St.Peter. The Birth of the Papal State 680-825, Philadelphia 1984の随所に適切な叙述がみられる。「ローマ人のパトリキウス」という称号に関しては、多くの論文があるが、3点だけ挙げておく。F.L.Ganshof, Notes sur les origines byzantines du titre <Patricius Romanorum>, Annuaire de L'Institut de Philologie et d'Histoire orientales et slaves 10 (1950), S.261-282; W.Ohnsorge, Der Patricius -Titel Karls des Großen, in: Ders., Konstantinopel und der Okzident, Darmstadt 1966, S.1-28; J.Deér, Zum Patricius-Romanorum Karls des Großen, in: G.Wolf (Hg.), Zum Kaisertum Karls des Großen (Wege der Forschungen 38), Darmstadt 1972, S.240-308.
6. これについては、前掲の拙稿「帝国理念の交錯 一カール戴冠再考一」26頁以下参照。
7. カールは802年に多数の勅令を公布し、従来にないほど国内問題の解決に向けて尽力した。この注目すべき政治行動がカールの皇帝戴冠と何らかの繋がりをもっていると考えるのが、自然である。しかし、この時期の勅令を分析するためには、この短い論考では不可能である。それゆえ、802年から803年にかけてカールが発令した勅令の分析をここで行わないことを予めお断りしておきたい。
8. P. E. Schramm, Die Anerkennung Karls des Großen als Kaiser (bis 800), Historische Zeitschrift

- 172(1951), S.449-515. = Ders., Kaiser, Könige und Päpste Bd.1, Stuttgart 1968, S.215-63; J. Deér, Die Vorrechte des Kaisers in Rom (772-800), Schweizer Beiträge zur allgemeinen Geschichte 15(1957), S.5-63=G.Wolf(Hg.), Zum Kaisertum Karls des Großen (Wege der Forschungen 38), Darmstadt 1972, S.30-115. シュラムもドゥエも、それぞれ新たに論文集に再録されるにあたり、注を書き加え、相互に反論を試みている。ここでは、どちらの論文とも、再録された論文集の頁番号にしたがって、引用する。
9. Schramm, Karl der Große als Kaiser(800-814) im Lichte der Staatssymbolik, in: Ders., Kaiser, Könige und Päpste Bd.1, Stuttgart 1968, S.264-301.
 10. Deér, Vorrechte , S.38.
 11. この注目すべきローマ教皇は、Noble, Republic of St.Peter,S.132ff.に詳しい。
 12. A.Menzer, Die Jahresmerkmale in den Datierungen der Papsturkunden bis zum Ausgang des 11.Jahrhunderts, Römische Quartalschrift 40 (1932), S.31, 63.
 13. Mentzer, Jahresmerkmale, S.31 ; Schramm, Anerkennung Karls des Großen ,S. 225; Deér, Vorrechte, S.39f.
 14. Erchempertus, Historia Langobardorum Beneventanorum, c.4 (MGH rer. Lango.),S.236. Vgl. O.Bertolini, Carlomagno e Benevento, in : W.Braunfels (Hg.), Karl der Große : Lebenswerk und Nachleben, Bd.1, Düsseldorf 1965, S.646ff. ; P.Grierson, The Coronation of Charlemagne and the Coinage of Pope Leo III, Revue belge de philologie et d'histoire 30(1952) , S.828f.
 15. P.E.Schramm, Herrschaftszeichen und Staatssymbolik (Schriften der MGH, 13/1) , Stuttgart 1954, Taf.24, Abb.31g, h.
 16. Schramm, Herrschaftszeichen und Staatssymbolik, Taf.24,Abb.31 i-k.
 17. Schramm, Herrschaftszeichen und Staatssymbolik, Taf.24, Abb.31 l.Vgl. Deér, Vorrechte, S.46.
 18. Schramm, Karl der Große als Kaiser, S. 265. Vgl. Grieson, Coronation of Charlemagne, S.329.
 19. Annales regni Francorum(以下ARFと略記)(MGH SS rer. Germ.) hg.von F.Kurze, Hannover 1895, a.801, S.114:*et habita de eis questione secundum legem Romanam ut maiestatis rei capitatis dampnati sunt.* Vgl.Annales qui dicuntur Einhardi (MGH SS rer. Germ.) hg.von F.Kurze, Hannover 1895 , a.801, S.115. Annales Maximiniani (MGH SS 13) hg.von G.Waitz, Hannover 1881, S.23; L.Duchesne(Hg.), Liber Pontificalis (以下LPと略記) , Paris 1955, S.8.
 20. これらの一連の出来事について、 D.Hägermann, Karl der Große. Herrscher des Abendlandes, München 2000, S. 435-437参照。

21. L.von Lanke, Weltgeschichte, Bd. 3, Leipzig 1895, S.232.
22. E. Sackur, Ein römischer Majestätsprozeß und die Kaiserkrönung Karls des Großen, Historische Zeitschrift 87 (1901), S.385-406.
23. K.Heldmann, Das Kaisertum des Karl des Großen: Theorien und Wirklichkeit, Weimar 1928, S.239f.
24. P. Classen, Karl der Große , das Papsttum und Byzanz, Die Begründung des karolingischen Kaisertums, Sigmaringen 1988, S.52.
25. LP, S.8.
26. O.Hageneder, Das crimen maiestatis, das Prozeß gegen die Attentäter Papst Leos III. und die Kaiserkrönung Karls des Großen, in: Aus Kirche und Reich. Studien zu Theologie, Politik und Recht im Mittelalter. Festschrift für F.Kempf, Sigmaringen 1983, S.55-79.
27. Lex Romana Visigothorum hg. von G.Haenel, Leipzig, 1848, S.440f., 5,31,1.
28. とくに、Hageneder, crimen maiestatis, S.78.
29. Astronomus, Vita Hludwici imperatoris (MGH SS rer. Germ.) hg.von E.Tremp, Hannover 1995, c.25, S.358.『皇帝ルートヴィヒ伝』の著者、<Astronomus>は、このようにはっきりと、教皇レオの謀反人に対する裁判が「ローマ法にしたがって」(lege Romanorum)行われたと記している。それに対して『王国年代記』は、この裁判が教皇の独断で行われたことしか述べていない(ARF a. 815, S.142)。この興味深い事実については、Hageneder, crimen maiestatis, S.73 参照。
30. この問題は、817年の国王特許状<Hludowicianum>でも、とりあげられている。皇帝ルイはローマ教皇に与えたこの特権状のなかで、結局譲歩し、教皇に裁判権の自立性を認めた。この文書については、以下の文献を参照。Hageneder, crimen maiestatis, S.74; A.Hahn, Das Hludowicianum. Die Urkunde Ludwigs des Frommen für die römische Kirche von 817, Archiv für Diplomatik 21(1975), S.133; E. Ewig, Das Zeitalter Karls des Großen (768-814),in Handbuch der Kirchengeschichte, Bd.3/1. Freiburg-Basel-Wien 1966, S.74; Noble, Republic of St.Peter, S.299-308. 皇帝と教皇は824年に再び条約を結んだ(Constitutio Romana = MGH Cap1,Nr.161). ここでも、裁判権の問題が取り上げられている（この文書については、一般にNoble, Republic of St.Peter, S.308-322参照）。Hageneder (S.75f.)は、この条約によって、教皇は裁判権を失ったと推定する。
31. Capitulare italicum cap.1.Nr.98. c.3, S.205.
32. ベッヒャーは、788年のバイエルン大公タシロに対する裁判について、『いわゆるアインハルト年代記』のみが、タシロが大逆罪(reus maiestatis)を犯したからであると述べているのは、800年以降の支配者像の変化を反映したものであると推定しているが、興味深い

指摘である。M.Becher, Eid und Herrschaft. Untersuchungen zum Herrscherethos Karls des Großen(Vorträge und Forschungen, Sonderband 39), Sigmaringen 1993, S.66; vgl. J.Hannig, Consensus fidelium: Frühfeudale Interpretationen des Verhältnisses zwischen Königstum und Adel am Beispiel des Frankenreiches (Monographien zur Geschichte des Mittelalters 27), Stuttgart 1982, S.141f. なお、フランク時代の大逆罪については、一般に、以下の文献を参照。H.Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd.2, bearb.von C.von Schwerin, Leipzig 1928, S.83ff.; M.Lemosse, La lèse-majesté dans la monarchie franque, Revue du Moyen Age Latin 2(1946), S.5-24.

33. ARF a.801,S.114.
34. Hägermann, Karl der Große, S.441.
35. H.Wolfram. Lateinische Herrschertitel im neunten und zehnten Jahrhundert, in : Ders.(Hg.), Intitulatio II (Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung, Ergänzungsband XXI), Wien-Köln-Graz 1973, S.206-235 . 日置雅子「カール大帝のIntitulatio」『愛知県立大学文学部論集（一般教育編）』第26号、1976年、39—56頁。
36. MGH DK Nr.196, S.263f.
37. Classen, Karl der Große, S.73 Anm.282. Vgl.Schramm, Anerkennung, S.266.
38. H.Fichtenau, Politische Datierungen des frühen Mittelalters in: Wolfram(Hg.), Intitulatio II. S.510ff.
39. Vgl. Classen, Romanum gubernans imperium, Deutsches Archiv 9 (1952), S.118.
40. これについては、注1.に挙げた拙稿34頁参照。
41. H. Beumann, Nomen imperatoris, Historische Zeitschrift 185(1958), S.523f. = Zum Kaisertum Karls des Großen (Wege der Forschung 38), 1972, S.184f.
42. MGH DK Nr.197,S.265.
43. MGH DK Nr.218.S.291.
44. Classen, Romanum gubernans imperium, S.4 Anm.1, S.21f. mit Anm.68 und 70; ders., Karl der Große, das Papsttum und Byzanz, S. 73 mit Anm.282; Fichtenau, S.318f. (Zuerst in: Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung 61 (1953)) ; Ders., Politische Datierungen, S.495, S.510; F.L.Ganshof, The Last Period of Charlemagne's Reign: A Study in Decomposition, in: Ders., The Carolingians and the Frankish Monarchy. Studies in Carolingian History, Ithaca 1971, S.250,Anm.1.
45. Wolfram. Lateinische Herrschertitel im neunten und zehnten Jahrhundert.
46. A.a.O.,S.28.
47. LP1, S.7.

48. Wolfram, Lateinische Herrschertitel im neunten und zehnten Jahrhundert, S.29.
49. Classen, Romanum gubernans imperium, S.105.
50. Classen, Romanum gubernans imperium, S.105.
51. Wolfram, Lateinische Herrschertitel im neunten und zehnten Jahrhundert, S.38.
52. Wolfram, Lateinische Herrschertitel im neunten und zehnten Jahrhundert, S.48ff.
53. Wolfram, Lateinische Herrschertitel im neunten und zehnten Jahrhundert, S.47f.
54. MGH Cap.1, Nr.98, S.204.
56. MGH Cap.1, Nr.33,S.91, なお、この有名な勅令は、MGHの編者ボレティウスの命名 (*Capitulare missorum generale*)にしたがってわが国でも通例『一般巡察使勅令』と呼ばれてきた。しかし、ここでは、ガヌスホーフの意見にしたがって、『一般勅令』と呼んでおきたい。L.Ganshof, Was waren die Kapitularien, Weimar 1961, S. 84f., Anm.207; vgl.Th.M. Buck, Admonitio und Praedictio, Frankfurt a,M.1997, S.318. ただし、この呼称は日本語にしてしまうと789年の『一般訓令』(*admonitio generalis*)と紛らわしい。もう少し工夫する必要があるかもしれない。
57. Cap.1, Nr.33, S.92:, *qui antea fidelitate sibi regis nimine promissent, nunc ipsum promissum nomnis caesaris faciat;*...
58. Cap.1, Nr.45,S.126 mit Anm.a. カールの呼称が二種類伝承されていることについて、W.Schlesinger, Kaisertum und Reichsteilung. Zur *Divisio regnum* von 806, in: Ders., Beiträge zur deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters, Bd.1, Göttingen 1963, S. 193-232 参照。
59. ARF a.801, S.112.
60. The Chronicle of Theophanes Confessor, Byzantine and Near Eastern History AD 284-813, hg.v.Cyril Mango , Roger Scott, Oxford 1997, am 6289, S.649. この年代記については、一般にIlse Rochow, Byzanz im 8. Jahrhundert in der Sicht des Theophanes. Quellenkritisch-historischer Kommentar zu den Jahren 715-813(Berliner byzantinische Arbeiten 57), Berlin 1991参照。
61. W. Ohnsorge, Orthodoxus Imperator: Vom religiösen Motiv für das Kaisertum Karls des Großen, in: Ders., Abendland und Byzanz, Darmstadt 1958, S.68.
62. Classen, Karl der Große, das Papsttum und Byzanz, S.68.
63. 拙稿「帝国理念の交錯 一カール戴冠再考一」 38頁参照。
64. Thegan, *Gesta Hludowici imperatoris* (MGH SS rer. Germ.) hg.von E.Tremp, Hannover 1995 c.1, S.176 : *Pippinus rex genuit Karolum, quem Leo Romanus pontifex consecravit et uncxit ad imperatorem ...*

65. F.Dölger, Byzanz und die europäische Staatenwelt, Ettal 1953, S.296f.; Classen, Karl der Große, das Papsttum und Byzanz,S.84; Becher, Karl der Große, S.86.
66. ARF a. 802, S.117: *Herena imperatrix de Constantinopoli misit legatum nomine Leonem spatarium de pace confirmanda inter Francos et Grecos...*
67. H.Löwe, Eine Kölner Notiz zum Kaisertum Karls des Großen, *Rheinische Vierteljahrsblätter* 14(1949), S.7-34.
68. これに対して、J.Fried, Papst Leo III. besucht Karl den Großen in Paderborn oder Einhards Schweigen, *Historische Zeitschrift* 272 (2001),S.281-326.
69. ARF a.802, S.117.
70. Chronicle of Theophanes, am6293,6294, S.653f.
71. Ohnsorge, Orthodoxus Imperator, S.66.
72. Schramm, Karl der Große als Kaiser, S.291.
73. Classen, Karl der Große, das Papsttum und Byzanz, S.86.
74. ARF a.803, S.118: *Qui venerunt ad imperatorem in Germania super fluvium Sala, in loco qui dicitur Saltz, et pactum facienda pacis in scripto suscepérunt.*
75. MGH Ep.IV,Nr.32, S.546-548.
76. ビザンツの使者たちは、東西皇帝権の相互の承認と、両国の領土の承認を求めるカールの親書を持ち帰ったとする推測がある。E.Caspar, Papsttum unter fränkischer Herrschaft, *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 54(1935), S.235; Classen, Karl der Große, das Papsttum und Byzanz,S.87. しかし、カールがこの時点で積極的に自らの立場を主張したことは疑わしいように思われる。少なくとも、そう推測するだけの十分な根拠はない。
77. Vgl. Fichtenau, Karl der Große und das Kaisertum, S.332.

Die Franken, Rom und Byzanz nach der Kaisererhebung Karls des Großen(800)

IGARASHI Osamu

Die tatsächliche Kaisererhebung Karls des Großen bereitete dem fränkischen Hof große Schwierigkeiten. Das 800 in Rom geschaffene Kaisertum entsprach nicht der Vorstellungen des fränkischen Hofs. Die Ideen Alkuins und anderer fränkischer Kleriker zielten eigentlich auf eine spirituelle Überhöhung des fränkischen Königtums zum *imperium Christianum*. Aber der römische Ursprung in Karls Kaisertum trat weiter in den Vordergrund.

Deshalb bedürfte es viel Zeit, um diese Schwierigkeiten zu überwinden. Karls Titel nach seiner Kaiserkrönung unterstützt diese Interpretation. Zum neuen Titel wählte Karl der Große eine sehr komplizierte Form. Der neue Titel behielt auch wie bisher den fränkischen und langobardischen Königstitel bei. Der Kaisertitel war nur ein Bestandteil seines neuen Titels. Wahrscheinlich konnte der fränkische Hof erst 802 eine bestimmte Richtung geben.

Vielleicht zeigt es auch die Schwäche der Idee des Kaisertums . Der Begriff des Kaisertums, dessen Titel Karl endlich erwerben konnte, war zu kompliziert für das längere Bestehen des Kaiserreiches Karls des Großen.